

4月8日(日)は

岐阜県議会議員選挙の

投票日です

投票時間は
午前7時から午後8時まで



投票のできる人

- 日本国籍のある人
- 投票日(4月8日)に満20歳以上の人
(昭和62年4月9日以前に生まれた人)
- 3ヶ月以上引き続き市内に住所のある人
(平成18年12月29日以前に転入届を出した人)
- ※美濃加茂市の選挙人名簿に登録されている人でも県外へ転出した人は、投票できません

県内の他市町村へ転出した人

美濃加茂市の選挙人名簿に登録され、平成18年12月8日以降に県内の他市町村へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、次にいずれかの方法で投票することができます。

- ①投票日に前住所地の投票所で投票する
 - ②前住所地で期日前投票をする
 - ③前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、美濃加茂市で不在者投票をする
- ※いずれの場合も、美濃加茂市役所市民課または前住所地の市町村役場住民担当課で「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、投票または投票用紙などの請求の際これを提示する必要があります
- ※美濃加茂市から県内の新住所地に転出後、さらに県内の他市町村へ転出した人は、投票できませんので注意してください

県内の他市町村から転入した人

- ①投票日に美濃加茂市の投票所で投票する
 - ②美濃加茂市で期日前投票をする
 - ③美濃加茂市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、新住所地で不在者投票をする
- ※いずれの場合も、美濃加茂市役所市民課または新住所地の市町村役場住民担当課で「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、投票または投票用紙などの請求の際これを提示する必要があります
- ※美濃加茂市から県内の新住所地に転出後、さらに県内の他市町村へ転出した人は、投票できませんので注意してください

投票所の変更

次の2カ所の投票所は、昨年の市議会議員選挙と異なりますのでご注意ください。

(川合投票区) 川合西公民館 → 川合東公民館

(山之上北投票区) 田畑公民館 → 南坂公民館

開票

◇とき 4月8日(日) 午後8時50分;

◇ところ 市中央体育館プラザちゅうたい

開票所参観入場券について

開票の参観ができる人は、岐阜県議会議員選挙の選挙権のある人に限られます。参観を希望される人には期日前投票所または選挙当日の投票所で開票所参観入場券を交付しますので、受付に申し出てください

※投開票の速報は、市のホームページでも公開します

期日前投票・不在者投票

(期日前投票)

○投票のできる期間 3月31日(土)～4月7日(土)

○投票のできる時間 午前8時30分～午後8時

○投票所 市中央公民館2階 202号室

○投票のできる人 投票日(4月8日)に、仕事、旅行、冠婚葬祭、歩行困難などのために投票所へ行くことができない人

(自宅などでの不在者投票)

●身体に重度の障がいがあり、一定の要件に当てはまる人は、郵便による在宅投票ができます。この方法で投票するためには、美濃加茂市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です

(遠隔地に滞在している場合の不在者投票)

●美濃加茂市の選挙人名簿に登録され遠隔地に滞在している人で、市内で投票することができます。この方法で投票するためには、美濃加茂市選挙管理委員会で不在者投票をすることがあります

(指定病院などに入院している場合の不在者投票)

●都道府県選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなどに入院・入所している人で、投票日(4月8日)に投票所へ行くことができない人は、その施設内で不在者投票をすることができます。この場合、投票用紙の請求などに時間がかかりますので、早めに病院または老人ホームなどに申し出でください

※詳細については、美濃加茂市選挙管理委員会へお問い合わせください

市情報コーナーの廃止について
市役所本庁舎玄関は改修工事が予定されています。これに先立ち市情報コーナーは、4月8日に執行が予定されています。岐阜県議会議員選挙の投票所の設置に伴い廃止します。